第6回定時株主総会招集ご通知

LIFENET INSURANCE COMPANY

日時

2012年6月24日（日曜日）
午後2時（受付開始午後1時）
（終了後、事業説明会を開催いたします）

場所

日比谷公会堂

議題

第1号議案　取締役7名選任の件
第2号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

株主の皆さまへ

日頃からの温かいご支援に厚く御礼申し上げます。
当社はこの度、上場後、初めての株主総会を日比谷公会堂で開催いたします。株主の皆さまにお目にかかることができる貴重な機会だと考えておりますので、ぜひご出席ください。株主総会後には、事業説明会を開催し、当社の事業内容をご説明いたします。なお、株主総会にご出席いただけない場合は、書面又はインターネットで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　出口治明

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法があります。

A 株主総会への出席

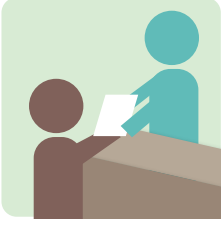

議決権行使書を
会場受付へ
ご提出ください。

B 書面による議決権行使

（行使期限は6月22日（金曜日）
午後5時30分です）

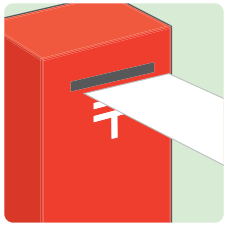

各議案の賛否を表示のうえ、
議決権行使書を行使期限に
間に合うようご投函ください。

C インターネットによる議決権行使

（行使期限は6月22日（金曜日）
午後5時30分です）

詳細は、2ページを
ご参照ください。

（証券コード　7157）
2012年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町二丁目14番地２麹町ＮＫビル
ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長　出　口　治　明

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討のうえ、２ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2012年６月22日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2012年６月24日（日曜日）午後２時　（午後１時　受付開始）
２．場　　所　　東京都千代田区日比谷公園１番３号　日比谷公会堂
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください）
３．目的事項
報告事項　第６期（2011年４月１日から2012年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
４．その他の事項
本招集ご通知の添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://ir.lifenet-seimei.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした対象の一部となります。

以　上

⑴　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
⑵　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://ir.lifenet-seimei.co.jp/）に掲載いたします。
⑶　株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。
⑷　株主総会及び事業説明会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。

議決権行使に関するご案内

［書面による議決権行使］

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、2012年６月22日（金曜日）の午後５時30分までに到着するようご返送ください。各議案について、賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

［インターネットによる議決権の行使］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、2012年６月22日（金曜日）の午後５時30分までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑴　インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！ Inc.の商標又は登録商標です。

⑵　パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶　携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷　第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の際は、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたします。

⑸　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、自己負担となります。また、携帯電話をご利用の場合も、パケット通信料・その他携帯電話利用に際して発生する費用は、自己負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

現任の取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任取締役４名を含む取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
1	出口治明（でぐち はるあき） （1948年４月18日生）	1972年４月　日本生命保険相互会社入社 1992年４月　同社　ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年４月　同社　国際業務部長 1998年４月　同社　公務部長 2003年４月　大星ビル管理株式会社　PFI担当 2005年６月　同社　取締役 2006年10月　当社　代表取締役社長 2011年７月　当社　代表取締役社長執行役員（現任） 【担当】監査部
2	岩瀬大輔（いわせ だいすけ） （1976年３月17日生）	1998年４月　ボストン コンサルティング グループ入社 2001年12月　株式会社リップルウッド・ジャパン入社 2006年10月　当社　取締役副社長 2009年２月　当社　代表取締役副社長 2011年７月　当社　代表取締役副社長執行役員（現任） 【担当】総務部、経理部、商品開発部、企画部、数理部、財務部、システム部

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
3	中田華寿子（なかだかずこ） （1965年１月15日生）	1987年４月　電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社入社 1997年１月　スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社　マーケティング・PRマネジャー 2001年６月　同社　広報室長執行役員 2005年２月　株式会社GABA　マーケティング部ディレクター 2006年１月　同社　マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年４月　当社　マーケティング部長 2009年２月　当社　取締役 2011年４月　当社　常務取締役 2011年７月　当社　常務取締役執行役員（現任） 【担当】マーケティング部、お客さまサービス部、コンタクトセンター
4 ※	樋口俊一郎（ひぐちしゅんいちろう） （1953年11月２日生）	1977年４月　大蔵省（現　財務省）入省 1997年７月　大蔵省主計局主計官 1998年６月　金融監督庁監督部保険監督課長 2005年７月　国民生活金融公庫（現　日本政策金融公庫）理事 2007年７月　財務省近畿財務局長 2008年７月　同省財務総合政策研究所長 2011年４月　中央大学大学院公共政策研究科　客員教授（現任） 2011年11月　当社　顧問（現任）
5 ※	藤原作弥（ふじわらさくや） （1937年１月14日生）	1962年４月　株式会社時事通信社入社 1994年６月　同社　解説委員長 1997年４月　同社　解説委員会顧問 1998年３月　日本銀行　副総裁 2003年６月　株式会社日立総合計画研究所　代表取締役社長 東北電力株式会社　監査役（現任） 2011年６月　株式会社毎日新聞グループホールディングス　監査役（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6 ※	栗田洋子（石倉洋子）（1949年３月19日生）	1985年７月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク　日本支社マネージャー 1992年４月　青山学院大学国際政治経済学部　教授 2000年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科　教授 2004年４月　日本郵政公社　社外理事（非常勤） 2005年10月　日本学術会議　副会長 2006年６月　株式会社商船三井　取締役 2010年６月　日清食品ホールディングス株式会社　取締役（現任） 富士通株式会社　取締役（現任） 2011年４月　慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科　教授（現任）
7 ※	内田和成（1951年10月31日生）	1974年４月　日本航空株式会社入社 1999年11月　ボストン コンサルティング グループ シニアバイスプレジデント 2000年６月　同社　日本代表 2006年３月　サントリー株式会社　監査役 2006年４月　早稲田大学商学学術院　教授（現任） 2012年２月　キユーピー株式会社　監査役（現任）

（注）１．※印は新任取締役候補者であります。
２．各候補者は当社の株式を保有しておりません。
３．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．藤原作弥、栗田洋子、内田和成の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に規定する社外取締役候補者であります。また、各氏とも当社との特別の利害関係がないことから、社外取締役として選任いただいた場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

⑴　各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

①　藤原作弥氏は、日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わったことにより、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②　栗田洋子氏は、直接経営に関与したことはありませんが、国際政治経済及び国際企業戦略の専門家として企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

③　内田和成氏は、コンサルティングファームにおける企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

⑵　当社は、各氏を社外取締役として選任いただいた場合、当該社外取締役が、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものであります。

第２号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、2011年６月24日開催の第５回定時株主総会において、それぞれ年額12,000万円以内、年額3,000万円以内とご承認いただいておりますが、その後の保有契約件数の拡大の状況を考慮するとともに、今後の一層の成長を目指し、経営体制の充実を図っていくことから、取締役の報酬額を年額14,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内）、監査役の報酬額を年額4,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。また、従来どおり、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。なお、第１号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は７名（うち、社外取締役３名）となります。また、監査役の員数は４名であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2011年４月１日から
2012年３月31日まで）

１．保険会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

①　当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業の設備投資の増加基調に伴い、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、東日本大震災の影響に加え、欧州の債務危機や原油価格の上昇を背景とした海外の景気の減速及び長引く円高により、先行きが不透明な状況が続いております。

生命保険業界におきましては、個人保険の新契約金額に下げ止まりの傾向が見られたものの、保有契約金額は引き続き減少するとともに、資産運用面では株式市場の低迷や低金利が継続するなど、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社として、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立することにより、お客さま視点でのサービスの提供に努めました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は以下のとおりであります。

当社は2012年３月15日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。2008年５月の開業から、約３年10カ月という早期での上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指します。

（販売の状況）

商品につきましては、当事業年度におきましても、定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険「じぶんへの保険」、就業不能保険「働く人への保険」の保障性商品３種の販売に注力いたしました。いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプル

でわかりやすい保障内容であることに加え、インターネットを主たる販売チャネルとすることで、相対的に低価格での提供を実現いたしました。また、インターネット及びテレビコマーシャル等の複数のメディアを組み合わせた効率的なマーケティングと、経営陣による全国各地での講演活動やソーシャルメディアを活用した戦略的な広報活動により、企業認知の向上に努めました。さらに、徹底した情報開示やウェブサイトを通じたわかりやすい情報提供、保険比較サイト等との連携による「比較し、理解し、納得して」契約する仕組みを推進するとともに、お客さまとの距離を近づけるために直接コミュニケーションを図る機会として、「ふれあいフェア」（お客さまとの集い）を当事業年度中に３回開催いたしました。

この結果、当事業年度の新契約件数は前事業年度比143.9％の60,725件となりました。また、2011年12月には保有契約件数が10万件を突破いたしました。その結果、当事業年度末時点の保有契約件数は前事業年度末比186.8％の118,040件、保有契約の年換算保険料は4,870百万円となり、「開業後５年以内に保有契約15万件」という経営目標の達成に向け順調に推移しております。特に、新契約の契約者数における20代及び30代のお客さまの割合は74.2％となり、若年層のお客さまから支持されました。

◯保有契約高及び新契約高

保有契約高

（単位：件、百万円、％）

区分	前事業年度末		当事業年度末			
	件数	金額	件数	前事業年度末比	金額	前事業年度末比
個人保険	63,188	668,081	118,040	186.8	1,105,302	165.4
個人年金保険	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金保険	－	－	－	－	－	－

新契約高

（単位：件、百万円、%）

区分	前事業年度		当事業年度			
	件数	金額	件数	前事業年度比	金額	前事業年度比
個人保険	42,214	398,139	60,725	143.9	487,141	122.4
個人年金保険	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金保険	－	－	－	－	－	－

（注）1．個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。
2．個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
3．保険契約の転換による新契約の増加はありません。

○年換算保険料

保有契約

（単位：百万円、%）

区分	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
個人保険	2,659	4,870	183.1
個人年金保険	－	－	－
合計	2,659	4,870	183.1
うち医療保障・生前給付保障等	937	1,992	212.6

新契約

（単位：百万円、%）

区分	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
個人保険	1,740	2,468	141.8
個人年金保険	−	−	−
合計	1,740	2,468	141.8
うち医療保障・生前給付保障等	713	1,177	165.0

（注）1．年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額です。

2．「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付）、生前給付保障給付（就業不能給付）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

○保有契約件数の推移

（単位：件）

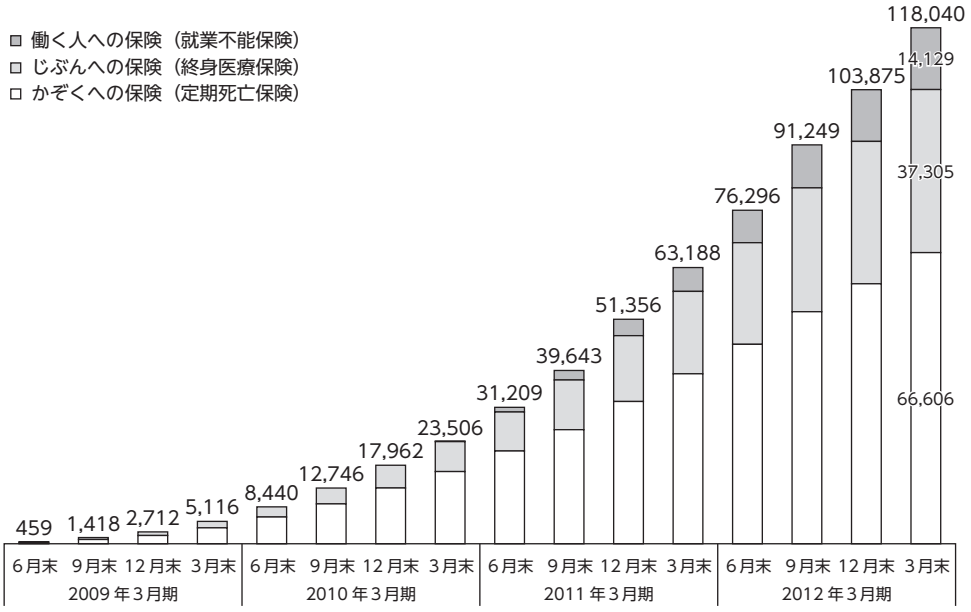

（保険金等の支払いの状況）
当事業年度にお支払いした保険金等は、保険金17件、251百万円、給付金1,267件、119百万円（前事業年度　保険金７件、85百万円、給付金498件、48百万円）となりました。当社では、保険金等の支払いは生命保険会社の最も重要な社会的責務であるとの認識に基づき、３重のチェック体制により保険金等の支払い漏れ防止に取り組むとともに、適切な支払いを通じてお客さまの信頼向上に努めております。
また、当社では、保険金等の支払いに必要な書類が会社に到着してから、原則５営業日以内に保険金等をお支払いしております。事実の確認や請求書類の不備の補完に要した日数を除き、当事業年度において支払いに要した平均営業日数は3.12日となりました。
さらに、東日本大震災で被災されたお客さまに対して、安否確認活動を行いました。岩手県、宮城県、福島県の３県に居住するお客さまに対して、電子メール、郵便等により安否確認を行った上、ご連絡を取ることができないお客さまには、コンタクトセンターからの電話確認や社員による現地調査を行い、2011年６月23日時点で対象の全てのお客さまの安否確認を完了いたしました。

（お客さまの声の状況）
当社は「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上にむけて、日々事業運営に反映しております。当事業年度に、当社のコンタクトセンターに寄せられた総相談件数は、新契約件数の増加に伴い前事業年度比155.3％の72,001件（前事業年度46,366件）となり、そのうち苦情件数は488件（前事業年度249件）となりました。コンタクトセンターにおける継続的な応対品質の改善及びウェブサイトの機能改善等により、総相談件数に占める苦情の比率は0.7％（前事業年度0.5％）と引き続き低水準で推移いたしました。

（資産運用の状況）
資産運用につきましては、当事業年度も、国債に代表される高格付けの円建て債券を中心とした運用を継続しております。現状では、相対的にリスクが高いと考えられる外貨建て資産への投資、貸付及び不動産投資並びにサブプライム関連の投融資は行っておりません。株式投資では、資本業務提携を目的として、当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しておりますが、当面の間、資産運用目的において株式

を保有する予定はありません。このように、リスクを限定した運用方針に基づき資産運用を行っているため、マクロの運用環境の変化が当社の運用収益に与える影響は、限定的であると認識しております。

以上の運用方針の下、当事業年度末の一般勘定資産残高は18,861百万円（前事業年度末10,523百万円）となりました。2012年３月の新規株式公開に際し、新株式の発行により7,756百万円を調達したことから、前事業年度末より増加しております。このうち、運用資産残高は14,229百万円（前事業年度末7,581百万円、総資産に対する比率は75.4％）となり、その大部分は国債を中心とした高格付けの公社債などの円金利資産となりました。なお、当社はポートフォリオ中に、東京電力株式会社の社債を保有しております。引き続き、損害賠償や償還の確度などを見極めて対応していく方針です。

（その他の成果）

2011年10月には、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「2011年度グッドデザイン賞」において「ビジネスモデルのデザイン」で受賞いたしました。これは、インターネットを訴求点とした事業性と社会性ある新しいビジネスモデルで、お客さまが望まれるサービスを提供していることが高く評価されたことによるものです。また、オリコンDD株式会社が発表した「2012年度版　オリコン顧客満足度（CS）ランキング　医療保険部門」において、2011年度版に続き、「保険料の満足度」で第１位の評価をいただきました。「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念に基づき、運営経費にあたる付加保険料率の全面公開、生命保険会社における企業価値指標として位置づけられるヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（EEV）の継続的な開示など、徹底的な情報公開を追求していることが、お客さまの満足度向上に寄与していると考えております。さらに、海外におきましても、当社のインターネットを活用したビジネスモデルやコンタクトセンターが評価され、各種アワードを受賞いたしました。

以上の施策や成果を受け、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

（収支の状況）

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、3,720百万円（前事業年度比210.7％）と大幅に増加しました。また、事業拡大のための広告宣伝費等の先行投資やシステム開発に伴って運用資産が減少したことにより、資産運用収益は47百万円（前事業年度比78.8％）と減少しております。その結果、当事業年度の経常収益は3,773百万円（前

事業年度比206.4%）となりました。

保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により410百万円（前事業年度比265.6%）と増加しております。また、事業費については認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により前事業年度より増加し、3,984百万円（前事業年度比146.2%）となりました。その結果、当事業年度の経常費用は4,461百万円（前事業年度比168.5%）となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、△687百万円（前事業年度△820百万円）となりました。経常損失に、新保険事務システム稼働に伴う旧システムの減損損失等の特別損失14百万円及び税制改正の影響に伴う法人税等調整額等の法人税額197百万円を加えた当期純損失は、△900百万円（前事業年度△834百万円）となりました。

○主要収支項目

（単位：百万円、%）

区分	前事業年度		当事業年度	
		前事業年度比		前事業年度比
経常収益	1,827	277.5	3,773	206.4
保険料等収入	1,765	298.6	3,720	210.7
資産運用収益	60	90.9	47	78.8
経常費用	2,648	156.6	4,461	168.5
保険金等支払金	154	453.8	410	265.6
資産運用費用	0	1.5	0	7,563.7
経常損失（△）	△820	79.5	△687	83.9
当期純損失（△）	△834	80.5	△900	107.8

（財政状態）

当事業年度末の総資産は、新株式の発行により7,756百万円を調達したことから、18,861百万円（前事業年度末比179.2%）となりました。主な勘定残高としては、国債や高格付けの社債を中心とした有価証券13,800百万円、保険業法第113条繰延資産3,659百万円、預貯金428百万円、ソフトウエア等の無形固定資産424百万円となっております。

負債の部は、保有契約の増加に伴い責任準備金が増加し、2,702百万円（前事業年度末比219.6％）となりました。主な勘定残高は、責任準備金1,743百万円（うち、危険準備金729百万円）、未払費用441百万円、支払備金196百万円などとなっております。2012年３月14日を払込期日とする新株式の発行により、当事業年度末の資本金及び資本準備金はそれぞれ10,478百万円（前事業年度末　各6,600百万円）、純資産の部は16,159百万円（前事業年度末　9,292百万円）となりました。また、純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、資本業務提携目的で保有する株式の含み益の増加などにより、前事業年度末から改善し35百万円となりました。また、当社では、保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の５事業年度（2013年３月期まで）の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。当事業年度末の残高は3,659百万円であり、翌期以降６年間（保険会社の免許取得後10年までの残存年数）にわたり均等額を償却することとしております。また、当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、保有契約件数の増加に伴う保険リスクの増加などがあったものの、新株式の発行により資本金等が増加したため、前事業年度末に比べ215.7ポイント増加して、3,499.1％となりました。なお、前事業年度末及び当事業年度末時点の当社のソルベンシー・マージンには土地の含み損益等は含まれておりません。また、当事業年度末におけるソルベンシー・マージン比率は、厳格化された新基準に基づいて算出しております。前事業年度末の数値は、新基準を同年度末に適用したと仮定した参考値であります。

○主要財政状態

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
総資産	10,523	18,861
負債	1,230	2,702
純資産	9,292	16,159
ソルベンシー・マージン比率（％）	3,283.4%	3,499.1%

（基礎利益の状況）

基礎利益とは生命保険業における収益を示す指標の一つであります。具体的には、保険契約者から収受した保険料等収入、売却損益を除く資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、危険準備金を除く責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものとして計算されます。また、基礎利益は「危険差益」、「費差益」及び「利差益（順ざや）」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の３つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方であります。当事業年度においては、保険料等収入の増加により危険差益は490百万円、資産運用収益により利差益は37百万円となりましたが、開業間もないことによる固定費負担及び成長局面にあることによる先行投資により費差損を919百万円計上したことから、基礎利益は△391百万円となりました。

○基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
基礎利益	△574	△391
危険差益	279	490
費差損（△）	△911	△919
利差益	58	37

② 対処すべき課題

わが国の生命保険市場は、40兆円を上回る市場規模を堅持しておりますが、少子高齢化などのマクロ的要因により、今後も死亡保障市場を中心に縮小傾向が続くものと見込まれます。一方で、大衆消費社会が成熟段階に至る中、インターネットの普及などを背景として、お客さまの消費行動の多様化は、今後益々進展するものと考えられます。

このような環境下において、2008年５月の開業以来、「ネット生保」という新しい業態の確立とそれを通じた顧客創造に努めることにより、保有契約数を増加させてまいりました。今後も成長を継続し、信頼を高めるために、以下の３点を柱とする中期計画を策定し、2011年６月に公表いたしました。

１．共感され、支持される「ライフネット」ブランドの育成

・「応援者」の拡大

「全国行脚」「出版」「ソーシャルメディア」等を通じて経営理念をお伝えすることで、当社に共感し成長を支えてくださる「ファン」の拡大を目指します。

・「認知度」の底上げ

マス広告の効率的投下と戦略的PR（話題作り）を組み合わせることで、低コストで全国的な認知度の底上げを図ります。

２．良質な生命保険サービス（わかりやすい・安い・便利）の提供

・「選択と集中」による洗練・効率化

「コア商品」と「ネット直販」に経営資源を集中することで、サービスの質とコスト競争力を継続的に向上させます。

・新領域へのたゆまぬ「挑戦」

常に「お客さま」の目線に立つことで、「業界の常識」にとらわれない新しい商品・サービスの開発に挑戦し続けます。

３．改善とチャレンジを続けるしなやかで強い組織づくり

・迅速で効果的な改善

徹底してデータに基づき分析・意思決定を行い、全部門が幅広く「お客さま」と触れ合うことで、効果的な改善を迅速に行います。

・フラットでオープンな組織
多様なバックグラウンドを持つ優秀な社員を採用し、社員が明るく元気に熱意をもって働けるような企業風土を守り続けます。

以上を骨子とした中期計画を推進する一方、当社は対処すべき課題として、以下の事項を認識しております。

1．認知度の全国的な向上
当社はネット生保のわが国における先駆者として、今後も引き続き認知度の全国的な向上に努めてまいります。また、当社の経営理念に共感し、強いご支持を頂けるお客さま、ファイナンシャル・プランナーの方々などの「ファン」の存在は、当社にとってかけがえのない資産であるとの認識から、これからも創業者による講演活動をはじめ、当社独自の広報活動等を継続し、その拡大・強化を目指します。

2．サービス水準の飽くなき向上
当社は開業以来、あらゆるお客さま接点において、お客さま目線での親切・丁寧な対応を心がけてまいりました。今後も、継続して顧客基盤を拡大させつつ、インターネットの特徴を活かし、より便利で高水準なサービスをご提供できるよう、尽力してまいります。

3．契約件数の拡大に備えた事務手続きの更なる省力化・自動化の推進
当社は今後も、保有契約数を継続的に拡大させることを目指しております。それに伴い、引受査定・支払査定・契約管理等のお客さまサービス業務も増大することから、継続的な採用やトレーニングを通じた日々の改善はもとより、ITを活用した更なる省力化・自動化を推し進めることが肝要であると認識しております。

4．資産運用に係る体制の充実
当社はこれまで、高格付けの公社債や預金などの円金利資産を中心とした、安定的な運用を徹底してまいりました。中長期的には、より多面的な運用が必要となる可能性もあることから、資産運用体制の充実を図ることが必要になると認識しております。

5．統合的リスク管理の高度化

昨今、経済活動が多様化し、グローバル化が急速に進展する中で、企業経営に係る多様なリスクの統合的な管理がますます重要視されるとともに、生命保険という公共性の高い事業を営む上で、各種リスクの適切な管理は、契約者の保護はもとより、経営の安定性・成長性を左右する重要な経営課題であると認識しております。以上の認識に基づき、当社では、経営状況に鑑みた妥当性に配慮しながら、統合的なリスク管理の高度化を順次推進してまいります。

6．単年度黒字化の達成

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されることから、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社も現在、当期純損失を計上しておりますが、インターネット販売の利点を活かし事業効率の継続的改善に努め、黒字化達成を目指しております。

7．女性や若者がさらに活躍しやすい、多様性に富んだ組織づくり

当社は、創業以来、多様性を重視し、創造的で自由闊達な働き方を促す組織文化・企業風土の形成に取り組んでまいりました。ベンチャー企業として、また金融機関として、最大の経営資源は人材であるとの認識から、今後も継続的に優秀な人材を惹き付けられるよう、フラットかつオープンで女性や若者が活躍しやすい組織づくりに努めます。

これらの課題に取り組むとともに、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念を実現するべく、事業活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分		2009年３月期	2010年３月期	2011年３月期	2012年３月期（当事業年度）
年度末契約高		億円	億円	億円	億円
	個人保険	701	2,963	6,680	11,053
	個人年金保険	－	－	－	－
	団体保険	－	－	－	－
	団体年金保険	－	－	－	－
	その他の保険	－	－	－	－
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入		80	591	1,765	3,720
資産運用収益		167	66	60	47
保険金等支払金		20	34	154	410
経常損失（△）		△1,368	△1,032	△820	△687
契約者配当準備金繰入額		－	－	－	－
当期純損失（△）		△1,372	△1,036	△834	△900
総資産		11,412	10,586	10,523	18,861

(3) 支店等及び代理店の状況

（単位：店）

区分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代理店	19	23	4
海外代理店	－	－	－
計	19	23	4

（注）支店等は設置しておりません。

(4) 使用人の状況

区分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減	当事業年度末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	65名	73名	8名	37.5歳	2.8年	603.4千円
営業職員	－	－	－	－		

（注）平均給与月額は、2012年３月における税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。なお、当社は当事業年度において、賞与を支給しておりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

2012年３月15日の東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、公募増資により834万株の新株式を発行し、7,756百万円（１株当たり発行価額1,000円、１株当たり払込金額930円）を調達いたしました。なお、新株式の発行により調達いたしました資金につきましては、認知度向上及び新商品開発等の成長施策に充当することに加え、情報システムの堅牢性強化及び業務効率の継続的改善に資するシステム投資に活用するとともに、海外市場における収益機会への投資を検討いたします。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

（単位：百万円）

部門名	金額
システム部	159
その他	49
計	209

② 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
保　険　事　務　シ　ス　テ　ム	310

（注）金額は、前事業年度以前を含む総額であります。

⑻ 重要な親会社及び子会社等の状況
該当事項はありません。

⑼ 事業の譲渡・譲受け等の状況
該当事項はありません。

⑽ その他保険会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（2012年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	その他
出口治明（でぐち はるあき）	代表取締役社長 執行役員 （担当）監査部		
岩瀬大輔（いわせ だいすけ）	代表取締役副社長 執行役員 （担当）総務部、経理部、商品開発部、企画部、数理部、財務部、システム部		
中田華寿子（なかだ かずこ）	常務取締役 執行役員 （担当）マーケティング部、お客さまサービス部、コンタクトセンター		
大西又裕（だいさい またひろ）	取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー （担当）法務部、リスク管理部、お客さま相談部	株式会社アコーディア・ゴルフ社外監査役 横浜市立大学　特別契約教授	
西川潔（にしかわ きよし）	取締役（社外役員）	ngi group株式会社　取締役ファウンダー 株式会社ネットエイジ　代表取締役社長	
小泉正明（こいずみ まさあき）	取締役（社外役員）	株式会社インターネットイニシアティブ　社外監査役 株式会社ツクイ　監査役 小泉公認会計士事務所　代表 双葉監査法人　代表社員	
井上智生（いのうえ としお）	取締役（社外役員）	株式会社リクルート　法務部長兼情報セキュリティ室室長	
伊佐誠次郎（いさ せいじろう）	常勤監査役	あすかアセットマネジメント株式会社　社外監査役	
伏見泰治（ふしみ やすはる）	監査役（社外役員）	ツネイシホールディングス株式会社　代表取締役会長兼社長	金融の専門家として豊富な経験と高い見識を有しております。
増田健一（ますだ けんいち）	監査役（社外役員）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー	弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣を有しております。
河相董（かわい ただす）	監査役（社外役員）	マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社　取締役会長	財務の専門家として豊富な経験と高い見識を有しております。

（注）社外取締役である西川潔、小泉正明、井上智生の３氏及び社外監査役である伏見泰治、増田健一の両氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出し、受理されております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数	報　酬　等	
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2名）	86,250千円 （5,500千円）	取締役の報酬限度額は、2011年６月24日開催の定時株主総会において年額12,000万円以内と決議をいただいております。
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	25,000千円 （7,750千円）	監査役の報酬限度額は、2011年６月24日開催の定時株主総会において年額3,000万円以内と決議をいただいております。
合　　計	10名	111,250千円	

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	重要な兼職その他の状況
西川　潔	株式会社ネットエイジ代表取締役社長であります。また、ngi group株式会社取締役ファウンダーであり、同社の運用するファンドは当社の株主であります。
小泉正明	株式会社ツクイ監査役、小泉公認会計士事務所代表及び双葉監査法人代表社員であります。 また、株式会社インターネットイニシアティブの監査役であり、当社は同社よりネットワーク関連のサービスの提供を受けております。
井上智生	株式会社リクルート法務部長兼情報セキュリティ室室長であり、当社は同社より広告宣伝関連等のサービスの提供を受けているほか、同社は当社の株主であります。
伏見泰治	ツネイシホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長であります。
増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナーであり、当社は同事務所より法務に関する助言を受けております。
河相　董	マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社取締役会長であり、同社の親会社であるマネックスグループ株式会社は当社の株主であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
西川　潔	4年1カ月	取締役会16回中15回出席	起業家としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
小泉正明	4年1カ月	取締役会16回中16回出席	公認会計士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
井上智生	1年10カ月	取締役会16回中15回出席	広告事業、マーケティング及びコンプライアンスの分野における豊富で幅広い経験・知識等に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏見泰治	5年6カ月	取締役会16回中15回出席 監査役会13回中12回出席	会社経営者及び金融に関する豊富な経験と知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増田健一	4年11カ月	取締役会16回中16回出席 監査役会13回中13回出席	弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河相　董	4年11カ月	取締役会16回中16回出席 監査役会13回中13回出席	会社経営者及び財務に関する豊富な経験と知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
西川　潔	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外役員を免責する。
小泉正明	
井上智生	
伏見泰治	
増田健一	
河相　董	

(4) 社外役員に対する報酬等

	支　給　人　数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	5名	13,250千円	－

(5) 社外役員の意見
該当事項はありません。

4．株式に関する事項

(1) 株式数
発行可能株式総数　100,000,000株
発行済株式総数　42,057,000株

(2) 当事業年度末株主数　12,213名

(3) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
マネックスグループ株式会社	5,683,900	13.51
あすかDBJ投資事業有限責任組合	5,683,800	13.51
三井物産株式会社	4,800,000	11.41
株式会社新生銀行	3,250,000	7.72
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	7.72
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,667,000	3.96
株式会社朝日ネット	1,666,000	3.96
グロービスフアンドスリーエルピー	1,301,000	3.09
株式会社リクルート	1,250,000	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,134,000	2.69

⑷　その他株式に関する重要な事項

2011年10月28日開催の臨時株主総会において、上場に伴い、以下のとおり株式に関する定款変更が決議されました。

・株券の不発行に関する規定の削除
・株式の譲渡制限に関する規定の削除
・１単元を100株とする単元株式数に関する規定の新設
・単元未満株式の権利制限に関する規定の新設
・株主名簿管理人の設置等に関する規定の新設

なお、「株式の譲渡制限に関する規定の削除」及び「１単元を100株とする単元株式数に関する規定の新設」は、2012年１月24日付でその効力を生じるものとする旨の経過措置も規定いたしました。

また、2011年12月14日開催の取締役会において、2011年10月28日開催の臨時株主総会で単元株制度採用の定款変更が決議されたことに伴い、2012年１月23日最終の株主名簿に記載された株主の保有普通株式１株につき、1,000株の割合をもって分割し、2012年１月24日を効力発生日とすること及び会社法第184条の規定に基づき、2012年１月24日付で発行可能株式総数を１億株とすることを決議いたしました。

5．新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度末日において当社取締役が有する新株予約権に関する事項

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 （社外役員を除く）	第１回新株予約権 発行日：2007年５月７日 新株予約権の数：1,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式 1,000,000株（新株予約権１個につき1,000株） 発行価額：有償 権利行使時の１株当たり払込金額：220円 権利行使期間：2010年５月22日～2017年５月22日	2名
	第２回新株予約権 発行日：2007年12月27日 新株予約権の数：570個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式　570,000株（新株予約権１個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の１株当たり払込金額：400円 権利行使期間：2009年12月27日～2017年12月21日	3名
	第３回新株予約権 発行日：2010年１月25日 新株予約権の数：60個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式　60,000株（新株予約権１個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の１株当たり払込金額：600円 権利行使期間：2012年１月25日～2019年12月24日	1名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（注）2012年１月24日付で１株につき1,000株の割合をもって株式分割を行ったため、第１回から第３回新株予約権は、新株予約権１個につき1,000株となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使用人	第４回新株予約権 発行日：2012年１月25日 新株予約権の数：190,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式　190,000株（新株予約権１個につき１株） 発行価額：無償 権利行使時の１株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年１月27日～2022年１月25日	29名

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任　あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮　裕 貞廣　篤典	26百万円	公認会計士法第２条第１項以外の業務（非監査業務）として、株式上場準備及び内部統制報告制度対応に関する助言業務の対価５百万円及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務の対価２百万円を支払っております。

（注）当事業年度に係る報酬等は、会社法、金融商品取引法及び金融商品取引法に準じた財務計算に関する書類の監査の報酬等の額の合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、会社法第340条に定める監査役会による解任の他、会計監査人が、職務を適正かつ適切に遂行することが困難だと認められる場合には、監査役会の同意又はその請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保するための体制

当社は、2011年６月16日、2011年９月28日及び2012年４月25日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議いたしました。改定後の「内部統制システムに関する基本方針」は、以下のとおりです。

⑴　取締役及び社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　当会社は、法令等遵守に係る基本方針および遵守基準を制定し、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当会社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。

②　当会社は、コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当会社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。

③　当会社は、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることができる。

④　当会社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。

⑤　当会社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備する。

⑥　当会社は、代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当会社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。

⑶　取締役の反社会的勢力への対応に関する体制

当会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。

⑷　リスク管理に関する規程その他の体制

当会社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

⑸　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当会社は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役に委譲している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。

②　経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

⑹　監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助するため、監査役の求めがある場合には、監査役会事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員を配置する。

⑺　取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令または社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

②　取締役、保険計理人および社員は、何時においても監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項の説明を行う。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。

⑼　基本方針の改廃に関する事項

この基本方針の改廃は、リスク管理部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

９．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあることから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。将来的には剰余金の配当の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針・実施時期等は未定であります。なお、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上し、免許取得後10年の間（2018年３月期まで）、均等に償却する予定であります。従って、保険業法第17条の６の規定により剰余金の配当を行うことができません。

内部留保につきましては、認知度向上、新商品開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

貸借対照表

（2012年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	428	保険契約準備金	1,940
預貯金	428	支払備金	196
有価証券	13,800	責任準備金	1,743
国債	9,939	代理店借	2
社債	3,721	再保険借	11
株式	139	その他負債	535
有形固定資産	90	未払法人税等	3
建物	34	未払金	26
リース資産	21	未払費用	441
その他の有形固定資産	34	預り金	7
無形固定資産	424	リース債務	23
ソフトウエア	393	資産除去債務	32
ソフトウエア仮勘定	28	仮受金	0
その他の無形固定資産	3	価格変動準備金	2
代理店貸	0	繰延税金負債	209
再保険貸	0	負債の部合計	2,702
その他資産	4,116	（純資産の部）	
未収金	348	資本金	10,478
前払費用	11	資本剰余金	10,478
未収収益	18	資本準備金	10,478
預託金	78	利益剰余金	△4,852
仮払金	0	その他利益剰余金	△4,852
保険業法第113条繰延資産	3,659	繰越利益剰余金	△4,852
資産の部合計	18,861	株主資本合計	16,103
		その他有価証券評価差額金	35
		評価・換算差額等合計	35
		新株予約権	20
		純資産の部合計	16,159
		負債及び純資産の部合計	18,861

損益計算書

（2011年４月１日から
2012年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	3,773
保険料等収入	3,720
保険料	3,707
再保険収入	12
資産運用収益	47
利息及び配当金等収入	47
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	47
その他経常収益	5
その他の経常収益	5
経常費用	4,461
保険金等支払金	410
保険金	251
給付金	119
再保険料	40
責任準備金等繰入額	1,130
支払備金繰入額	66
責任準備金繰入額	1,063
資産運用費用	0
支払利息	0
事業費	3,984
その他経常費用	1,041
税金	192
減価償却費	192
保険業法第113条繰延資産償却費	609
その他の経常費用	46
保険業法第113条繰延額	△2,106
経常損失（△）	△687
特別損失	14
減損損失	13
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純損失（△）	△702
法人税及び住民税	3
法人税等調整額	194
法人税等合計	197
当期純損失（△）	△900

株主資本等変動計算書

（2011年４月１日から
2012年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	6,600
当期変動額	
新株の発行	3,878
当期変動額合計	3,878
当期末残高	10,478
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	6,600
当期変動額	
新株の発行	3,878
当期変動額合計	3,878
当期末残高	10,478
資本剰余金合計	
当期首残高	6,600
当期変動額	
新株の発行	3,878
当期変動額合計	3,878
当期末残高	10,478
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△3,952
当期変動額	
当期純損失（△）	△900
当期変動額合計	△900
当期末残高	△4,852
利益剰余金合計	
当期首残高	△3,952
当期変動額	
当期純損失（△）	△900
当期変動額合計	△900
当期末残高	△4,852

科　　目	金　　額
株主資本合計	
当期首残高	9,247
当期変動額	
新株の発行	7,756
当期純損失（△）	△900
当期変動額合計	6,856
当期末残高	16,103
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	24
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10
当期変動額合計	10
当期末残高	35
評価・換算差額等合計	
当期首残高	24
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10
当期変動額合計	10
当期末残高	35
新株予約権	
当期首残高	20
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－
当期変動額合計	－
当期末残高	20
純資産合計	
当期首残高	9,292
当期変動額	
新株の発行	7,756
当期純損失（△）	△900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10
当期変動額合計	6,866
当期末残高	16,159

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年５月14日

ライフネット生命保険株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　　裕　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞　廣　篤　典　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　個別注記表の７．会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2011年４月１日から2012年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、全監査役による審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任　あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年５月15日

ライフネット生命保険株式会社　監査役会

常勤監査役　伊　佐　誠次郎　㊞

社外監査役　伏　見　泰　治　㊞

社外監査役　増　田　健　一　㊞

社外監査役　河　相　　董　㊞

以　上

メ　モ

「生命保険はむずかしい」

そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

THE MANIFESTO of LIFENET INSURANCE COMPANY

1 私たちの行動指針

(1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。

(2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。

(3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。

(4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。

(5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながると確信する。

(6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にする。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

(1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。

(2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらう。

(3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。

(4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。

(5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。

(6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

3 生命保険料を、安くする

(1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。

(2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作り私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。

(3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。
したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。

(4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。

(5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確かめられるようにする。

(6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。

(7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

(1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。

(2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。

(3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。

(4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列挙方式が主だった。

(5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。
行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

ライフネット生命保険株式会社

会場ご案内図

東京都千代田区日比谷公園1番3号
日比谷公会堂

地下鉄　都営三田線「内幸町駅」A7出口 徒歩2分
　　千代田線「霞ヶ関駅」C4出口 徒歩3分
　　日比谷線又は千代田線「日比谷駅」A14出口 徒歩3分
　　丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩5分
Ｊ　Ｒ　「新橋駅」日比谷口 徒歩15分

※本招集通知をご持参ください。

UD FONT　VEGETABLE OIL INK　FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080